

(参考)

保護者 様

インフルエンザに感染した乳幼児は、法律の規定により出席停止となります。

インフルエンザは、重症の場合を除き、発症した日を0日目として発症から5日間が経過し、かつ解熱した日を0日目として幼児の場合は解熱後3日間が経過するまでは保育園を休んでください。再登園するに当たって改めて「治癒したかどうか」の医師の診察を受ける必要がありません。

インフルエンザが治癒し、登園するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方が記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

南牧・野辺山 保育園園長

園児氏名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

1 疾患名 インフルエンザ

2 発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日) 令和 年 月 日

3 受診した医療機関名及び受診日

医療機関名 _____

受診日: 年 月 日

4 治癒の根拠

発症日の翌日から数えて5日経過し、かつ、解熱日(月 日)の後3日経過した。

年 月 日

保護者氏名 _____